

活動報告会

子どもの心の声が聞こえていますか？ ～子どもアドボケイトの役割～



講演会

子どもと共に考える援助方針会議

～子どもの人生を大人だけで決めない!～

講師 前原一教さん(広島県東部こども家庭センター所長)

2000年3月からチャイルドラインを開設し、子どもの話に耳を傾けてきました。2022年度からは広島県子供の権利養護事業、今年からは広島市意見表明等支援事業の受託を受け、ここまで3年間、アドボケイト派遣センターとして、県内、3か所の一時保護所や児童養護施設にいる子どもたちの話を聴いています。

これまでのアドボケイト活動の中で、子どもたちの置かれている背景、子ども達の想いを社会に伝えると同時に、いま子どもが置かれている現状、また現アドボケイトの活動を子どもアドボケイト増員が喫緊の課題の今、増員につながる機会とすべく、この報告会を企画することにいたしました。

3月29日(土) 14時～17時(予定)

JMS アステールプラザ 大会議室 A 及び ZOOM 参加も可

☆講演会

講師 前原一教さん (広島県東部こども家庭センター所長)

☆活動報告

上野和子(子どもアドボケイト派遣センター広島センター長)

実践報告 派遣センター所属のアドボケイト

★参加申し込みは、
こちらからお願いします。
もちろん、電話、メールでの
申し込みも受け付けています。



主催:特定非営利活動法人
ひろしまチャイルドライン子どもステーション
〒730-0013
広島市中区八丁堀7-11 広島 YMCA 気付
TEL/FAX 082-233-8655
事務局携帯 090-7998-6113
080-1564-2165
E-mail: advocate.hiroshima@gmail.com

☆前原一教さん プロフィール（広島県東部こども家庭センター所長）

広島県広島市出身。平成4年に広島県庁に採用される。平成17年から福山児童相談所（現東部こども家庭センター）に配属される。主に児童虐待の初期対応業務に従事し、職権一時保護、立入調査などを数多く経験する。令和4年から現職。社会福祉士（今年、認定資格を取るために勉強中）。

平成29年の日本子ども虐待防止学会第23回学術集会から毎年、3機関協働面接など児童虐待対応、一時保護所の取り組みなど、当センターにおける実践活動を報告している。

趣味は武道。現在は、筋トレにはまっている（といっても7月から）。

子どもアドボカシーとは

子どもたちの声を聴き、意見表明を支援したり代弁したりする活動で、子どもの声を大きくする「マイク役」になることです。

様々な権利を侵害されている子どもたちのために、あくまでも当事者である子どもを主体として周囲の人が声を上げていくということです。

●子どもアドボカシー3つの活動

相談活動(傾聴、意見形成支援)

代弁活動(意見表明支援)

調整活動(意見実現支援)

子どもの権利条約と子どもアドボカシー

〈子どもの権利条約 12条【意見を表す権利】〉
子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。（日本ユニセフ協会抄訳）

子どもには意見を表明する権利があります。それは、その意見表明権を保障するための取り組みが「子どもアドボカシー」です。それを実践する人を「アドボケイト」と呼びます。アドボケイトは独立していて、自身の思いや考えを交えず、100%子どもの立場に立つことが求められます。

日本では、2016年の児童福祉法の改正で子どもが権利の主体として初めて位置づけられ、子どもの「意見が尊重される」ことなどが書き込まれました。2024年4月、同法施行に伴い、国や地方公共団体に対し、子どもの「意見又は意向」の尊重を通じて子どもの権利の擁護につなげる環境の整備を行うことが努力義務とされました。

子どもアドボカシーの6原則

①エンパワメント

子どもが自分の言葉で意見を表明できるように気持ちを聴き、意見をまとめ伝える手伝いをするということです。

② 子ども主導

アドボケイトは子どもの指示と許可に従って行動するということです。

③ 独立性

子どもに関する意思決定、教育などを行う機関（福祉事務所、教育委員会、施設、学校）などと利害関係を持たないという意味であり、日本では幾つかの自治体に設置されている「子どもオンブズパーソン」がこれにあたる。独立性のあるアドボカシーは、最も純粋で強力です。

④ 守 秘

子どもの許可なしに、子どもから聴いたことを他者に伝えてはならないということです。ただし、虐待や暴力などの危険があるときはその限りではありません。

⑤ 平 等

全ての子どもたちに平等にアドボカシーを行うということです。特に障害児や乳幼児は、これまで意見表明ができない存在だとみなされてきました。しかし、言葉を話さない子どもたちにも意思や気持ちはあり、泣いたり笑ったりして意見表明をしています。こうした子どもの「言葉で表現されない声」を聴き、代弁することが必要です。

⑥ 子ども参加

アドボカシーは常に子どもに相談し、協力を得ながら行わなければならない、ということです。



アドボケイトの実践から、広島県内の子どもの育ちを、子どもたちと共に考え、社会全体で見守る体制作りを考える機会とします。と同時に、子どもの権利条約の周知・並びに実践するアドボケイト活動を社会に知らせ、アドボケイトの増員を目指します。